条約

刑を言い渡された者の移送に関する日本国とイラン・イスラム共和国との間の条約をここに公布する。

御名御璽

平成二十八年七月五日

内閣総理大臣　安倍　晋三

条約第十一号

刑を言い渡された者の移送に関する日本国とイラン・イスラム共和国との間の条約

日本国及びイラン・イスラム共和国（以下「両締約国」という。）は、

刑の執行の分野における国際的な協力を一層促進することを希望し、

このような協力が司法の目的及び刑を言い渡された者の社会復帰を促進すべきであることを考慮し、

これらを促進するためには、犯罪を行った結果として自国の外において自由を奪われている者に対し自己の属する社会においてその刑に服する機会を与えることが求められていることを考慮し、

これらの者をその本国に移送することによりそのような要請に最もよく応ずることができることを考慮して、

次のとおり協定した。

第一条　定義

この条約の適用上、

(a)　「刑」とは、裁判所が犯罪を理由として命ずる有期又は無期のあらゆる刑罰であって自由の剥奪を伴うものをいう。

(b)　「刑を言い渡された者」とは、いずれかの締約国の領域内で刑を言い渡された者をいう。

(c)　「判決」とは、刑を言い渡す裁判所の決定をいう。

(d)　「裁判国」とは、移送され得る者又は移送された者に刑を言い渡した締約国をいう。

(e)　「執行国」とは、刑を言い渡された者がその刑に服するために移送され得る締約国又は移送された締約国をいう。

第二条　一般原則

1　各締約国は、他方の締約国に対し、刑を言い渡された者の移送に関してこの条約に従い協力のための最大限の措置をとることを約束する。

2　刑を言い渡された者は、自己に言い渡された刑に服するため、この条約に従い裁判国の領域から執行国の領域に移送されることができる。このため、刑を言い渡された者は、裁判国又は執行国に対し、この条約に従い移送されることについて自己の関心を表明することができる。

3　裁判国又は執行国のいずれの国も移送について要請することができる。

第三条　移送の条件

1　刑を言い渡された者については、次に掲げる条件が満たされている場合に限り、この条約に基づいて移送することができる。

(a)　日本国が執行国である場合には、当該刑を言い渡された者が日本国民又は受刑者の国際的な移送に関する日本国の法律の適用を受けるその他の者であること。

イラン・イスラム共和国が執行国である場合には、当該刑を言い渡された者がイラン民法に規定するイラン国民であること。

(b)　判決が確定していること。

(c)　移送の要請があった時に、当該刑を言い渡された者が刑に服する期間として少なくとも六箇月の期間が残っていること。

(d)　当該刑を言い渡された者が移送に同意していること。

(e)　刑が科せられる理由となった作為又は不作為が、執行国の法令により犯罪を構成すること又は執行国の領域において行われたとした場合において犯罪を構成すること。

(f)　裁判国及び執行国が移送に同意していること。

2　締約国は、刑を言い渡された者が刑に服すべき期間が1(c)に規定する期間より短いときにおいても、移送に同意することができる。

第四条　移送の拒否

刑を言い渡された者の移送の要請については、当該移送がいずれかの締約国の主権、安全、公の秩序その他の重要な利益を害するおそれがある場合には、拒否することができる。

第五条　情報を提供する義務

1　裁判国は、刑を言い渡された者であってこの条約の適用を受けることのできる全てのものに対し、この条約の内容を通知する。

2　裁判国は、刑を言い渡された者がこの条約に基づき移送されることについて裁判国に対して関心を表明した場合には、判決が確定した後速やかに、執行国にその旨を通報する。

3　2の通報には、次に掲げる事項を含む。

(a)　刑を言い渡された者の氏名、生年月日及び出生地

(b)　当該刑を言い渡された者が執行国に住所を有する場合には、執行国における住所

(c)　刑の根拠となった事実

(d)　刑の性質、期間及び開始日

4　裁判国は、執行国が要請した場合には、3に掲げる事項を執行国に通報する。

5　裁判国又は執行国は、刑を言い渡された者に対し、1から4までの規定に従ってとった全ての措置及びいずれかの国が移送の要請について行った全ての決定を書面により通知する。

第六条　要請及び回答

1　移送の要請及び回答は、書面により行う。

2　要請は、要請国の権限のある当局が要請を受ける国の権限のある当局宛てに行うものとし、外交上の経路を通じて要請を受ける国に提出するものとする。回答は、要請の場合と同一の経路を通じて通報される。

3　この条の規定の適用上、日本国については権限のある当局は法務省とし、イラン・イスラム共和国については権限のある当局は法務省とする。

4　要請を受けた国は、要請された移送に同意するかしないかについての決定を速やかに要請国に通報する。

第七条　補助的な文書

1　執行国は、裁判国の要請があった場合には、裁判国に次に掲げる文書を提供する。

(a)　刑を言い渡された者が執行国の国民であること又は日本国が執行国である場合には第三条1(a)に規定するその他の者であることを示す文書又は説明書

(b)　裁判国において刑が科せられる理由となった作為又は不作為が執行国の法令により犯罪を構成すること又は執行国の領域において行われたとした場合において犯罪を構成することを示す関係法令の写し